



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 事業の認定（用地課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2
- 公共測量の実施の通知（都市計画・モノレール課） 3

公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立南部医療センター・こども医療センター） 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立南部医療センター・こども医療センター） 6

告 示

沖縄県告示第414号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 国頭村
- 2 事業の種類 辺戸岬拠点施設等整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 国頭村字辺戸岬原地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

辺戸岬拠点施設等整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である国頭村が事業主体となって、起業地内に、観光案内及び休憩施設等を整備する事業であるところ、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

国頭村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

沖縄県北部地域は通称「やんばる」と呼ばれ、国頭村、大宜味村及び東村の3村（以下「やんばる3村」という。）は、沖縄本島の最北部に位置し、面積の75パーセント以上を占める森林一帯は「やんばるの森」と呼ばれ、世界的にも貴重な生物が生息する森として知られている。やんばる3村では豊かな地域資源を活かした産業振興を推進しており、近年では、沖縄県全体で観光客数の増加が続く中、やんばる3村への観光客数も年々増加の傾向にあり、さらなる観光客数の増加による地域振興が

期待されている。

しかしながら、現在、やんばる3村には観光の総合的な案内所がなく、各村個別の対応となっているため、観光客の本部半島や西海岸側への偏在がみられる。そのため、西海岸側周辺に偏在する本島北部地域の観光客をいかにやんばる3村に誘客するかが課題となっている。地域資源を活かした持続可能な観光地を形成していくためには、やんばる3村を多様な魅力を持つひとつのエリアとしてとらえ、各地の魅力的な観光地情報の提供や地域ならではの食材を消費する拠点を各地に形成し、これらの拠点をつなぎ観光地の連携を図ることで、観光客の動線を誘導し、東海岸から西海岸までを周遊することにより、やんばる3村における滞在及び消費を促進していく必要がある。

このような状況に対応するため、本件事業は、第4次国頭村総合計画及び国頭村観光振興基本計画に基づき計画されたものであり、沖縄本島最北端に位置し、東海岸と西海岸を結ぶ交通の要衝となる場所である辺戸岬周辺に案内所、休憩所、駐車場等を含む拠点施設を整備するものである。本件事業の施行により、案内所ではやんばる3村の広域観光情報等を発信することで、東西の周遊を促進するとともに、自然環境の価値を伝え持続可能な観光地の実現を図ることができる。さらに、辺戸岬の雄大な自然景観を望む展望スペースを備えた休憩所を整備し、地域の食材を使った軽食を提供することで地産地消や滞在時間の延長につながり、観光客の周遊、滞在及び消費の促進に寄与する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、既存施設との連携、周辺景観の眺望、土地利用の容易性等の観点から3案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本件事業は、案内所、休憩所、駐車場等の拠点施設を整備しようとするものである。沖縄県全体の観光客数の増加に伴い、やんばる3村の観光客数は増加傾向にあるものの、情報の発信力が十分でないため、観光客の周遊、滞在及び消費につながっていない状況にある。魅力的な観光地情報の提供や地域ならではの食材を消費する拠点を各地に形成し、これらの拠点をつなぎ観光地の連携を図ることで、やんばる3村における周遊、滞在及び消費を促進していく必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 国頭村振興策推進室

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 国頭村字半地地内及び大宜味村字饒波地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年10月11日から平成31年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第416号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 八重瀬町字伊覇、字上田原、字東風平及び字友寄のそれぞれ一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年11月1日から平成31年3月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量）（4級基準点測量）

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年9月21日
(2) 商号名 海邦電設
(3) 代表者名 福地邦夫
(4) 所在地 石垣市字平得8番地8
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第9717号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年8月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年9月27日
(2) 商号名 株式会社光建
(3) 代表者名 金城克幸
(4) 所在地 糸満市西崎町三丁目494番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第4410号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年8月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年9月27日
(2) 商号名 長浜組
(3) 代表者名 長浜博亮
(4) 所在地 浦添市沢岬一丁目1250番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第11432号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年9月4日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年9月27日

- (2) 商号名 崎原鉄筋工業
(3) 代表者名 崎原司
(4) 所在地 北谷町字北前259番地ハウスN o . 196
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26) 第10701号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年9月10日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年9月27日
(2) 商号名 有限会社仲本技研
(3) 代表者名 仲本一史
(4) 所在地 中城村字北上原696番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第8603号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年9月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年9月28日
(2) 商号名 新城建設
(3) 代表者名 新城保守
(4) 所在地 本部町字崎本部305番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第2826号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年9月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年10月12日
(2) 商号名 歩工業
(3) 代表者名 眞玉橋朝巳
(4) 所在地 沖縄市泡瀬一丁目23番5号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第13270号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年9月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年10月12日
(2) 商号名 シンセイホーム株式会社
(3) 代表者名 仲田信哉
(4) 所在地 沖縄市高原七丁目28番17号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第12977号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年9月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年10月12日
(2) 商号名 有限会社さつき塗装
(3) 代表者名 當間君代
(4) 所在地 那覇市小禄4丁目10番地20ヴィラさつき1F
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第5886号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年9月20日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

- 10(1) 処分をした年月日 平成30年10月12日
- (2) 商号名 有限会社東海空調サービス
- (3) 代表者名 名嘉秀人
- (4) 所在地 那覇市港町2丁目4番13号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第7858号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年9月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年10月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年5月1日 沖縄県指令土第396号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄川端原1018番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平516番地1 バロックワン101 宮城和
- 5 検査済証番号 平成30年10月18日 第4509号
- 6 工事完了年月日 平成30年10月9日

病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成30年10月30日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 佐 久 本 薫

- 1 調達する物品等の種類 I V R - C T アンギオシステム
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。
 - (3) 購入物品に関し、仕様書に示す各項目を満たすものを供給することができ、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ その他入札説明書に定める書類

- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123
- (3) 申請書等の受付期間 平成30年10月30日（火曜日）から同年11月26日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
ア 言語 日本語
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年12月10日（月曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
(2) 住所又は所在地
(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
(4) 使用印鑑
(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターが実施するIVR-CTアンギオシステムに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年10月30日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 佐久本 薫

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 IVR-CTアンギオシステム 一式
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納入の期限 平成31年3月29日（金曜日）
(4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
(1) 入札に参加する者に必要な資格 平成30年10月30日付け沖縄県公報定期第4690号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるIVR-CTアンギオシステムに係る入札参加資格を有すると認められた者
(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
(1) 時期 平成30年10月30日（火曜日）から同年11月26日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
(2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成30年11月26日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年12月10日（月曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター2階会議室4

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成30年11月26日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課
- (2) 所在地 〒901-1193 南風原町字新川118番地1 電話番号098-888-0123

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

13 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。

電報及び電送による入札は、認めない。

- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成30年11月26日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
IVR-CT Angiography System 1 set
- (2) DELIVERY PERIOD
The date in March 29, 2019 designated by Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
- (3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS
5:00 p.m. November 26, 2018
- (4) DATE AND TIME FOR BIDS
2:00 p.m. December 10, 2018
- (5) CONTACT
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Nanbu Medical Center/Child Medical Center
118-1 Arakawa, Haebaru Town, Okinawa, 901-1193 Japan
Telephone 098-888-0123

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号